

入札説明書

第41回（令和9年）地域医療現地研究会に関する運営等業務委託契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び入札の心得によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6によること。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1. 公示日

令和8年1月23日

2. 業務内容

別紙「第41回（令和9年）地域医療現地研究会に関する運営等業務委託仕様書」のとおり

3. 契約期間

契約締結日から令和9年5月31日まで

4. 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒862-8639

熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館3階

熊本県国民健康保険団体連合会 保健事業支援課

電話番号 096-365-0976

5. 入札説明書の交付

（1）交付方法

熊本県国民健康保険団体連合会ホームページ（<https://www.kokuho-kumamoto.or.jp>）
からダウンロードによる交付。

（2）交付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月6日（金）まで

6. 仕様等に対する質疑応答

入札参加者による入札説明書、仕様書、図面、契約書の案、その他関係資料に関する疑義は、電子メールにて受付ける。

また、回答は、入札参加者全員に令和8年2月10日（火）午後5時までに電子メールにて行う。

（1）電子メールアドレス

43kokushinkyou@kumakoku.jp

（2）受付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時まで

7. 入札参加資格

入札参加申請締切日において、次の(1)～(4)の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）21条に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていない者。
- (3) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れが有る者。
- (4) 熊本県入札参加者資格（物品・業務委託等）を有しない者。

8. 入札参加申込み

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
 - イ 代理人を選出する場合の委任状（様式第2号）
- (2) 提出場所
 - 4の部署
- (3) 提出期限
 - 令和8年2月6日（金）午後5時
 - ※期限後は受領しない。（書類の追加提出を含む。）
- (4) 提出方法
 - 提出場所へ持参又は郵送により行う。
- (5) その他
 - ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。
 - イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

9. 入札参加資格確認結果の通知

入札参加の可否は令和8年2月13日（金）までに通知する。

10. 入札

- (1) 入札日時
 - 令和8年2月18日（水）午前11時
- (2) 入札場所
 - 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館
 - 熊本県国民健康保険団体連合会 1階大会議室
- (3) 提出方法
 - ア 入札書は、入札書（様式第4号）により作成し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入した封筒に封入のうえ、裏面割印をし、公告又は通知書に示した日時までに入札場所へ持参する。
 - イ あらかじめ契約担当者から業務費内訳書の提示を求められた場合は、入札に際し、内訳書を提示又は提出する。
- (4) 記載方法
 - ア 日付は、入札日とする。（入札書記入の日を記入しない。）
 - イ 金額は、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載する。
- (5) 入札参加資格確認
 - 入札者は、競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）を契約担当者の求めに応じ提示する。

(6) 代理人による入札

ア 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第2号）を持参するものとする。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、当該代理人の記名押印をもって入札する。

イ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(7) その他

ア 入札書は、提出した後は開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。

11. 落札者の決定方法

- (1) 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、業務の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 入札者が1人であつても、2人以上の場合と同様に、本入札説明書に従つて入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

12. 落札者がない場合の措置

- (1) 各人の入札のうち13の規定による落札者がないときは、直ちに再度の入札を1回行う。
- (2) 入札を執行する前に予定価格を公にしたものについては、第1項の規定にかかわらず再度の入札は行わない。

13. 入札参加者の入札価格等の公表

落札業者及び入札価格は落札者決定後、熊本県国民健康保険団体連合会のホームページで公表する。

14. 無効の入札

次の（1）～（12）に該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 2以上の意思表示をした入札

- (11) 入札関係者に暴力団の関与が認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

16. 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめができる。

17. 契約に関する事項

- (1) 契約書等の提出
 - ア 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から 7 日（休日等を除く。）以内に、これを契約担当者に提出するものとする。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。（別添契約書参照）
 - イ 落札者がアの期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失うものとする。
 - ウ 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出する。
- (2) 契約の履行に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (3) 契約の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 原則として再委託してはならない。ただし、本会の承諾を得た場合に限り、本業務を必要な範囲で第三者に再委託することができる。

18. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除とする。

19. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨に限る。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額から消費税及び地方消費税を除いた額の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として納付する。

入札の心得

入札

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、仕様書、設計書、図面、契約書案その他関係書類等熟覧の上、入札を行わなければならない。
- 3 提出した入札書の引換え又は取消しをすることはできない。
- 4 入札会場には関係者以外の者は立ち入らないこと。
- 5 入札執行中は無用の言動は慎むこと。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第 3 号）を持参するものとする。この場合、入札書には、当該代理人の記名押印をもって入札する。
- 8 次のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人のした入札
 - (5) 記名押印を欠く入札
 - (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
 - (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 明らかに連合によると認められる入札
 - (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者のした入札
 - (10) 2 以上の意思表示をした入札
 - (11) 入札関係者に暴力団の関与が認められる入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札

再度入札

- 1 各人の入札のうち落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 2 最低制限価格を受けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

入札の中止等

- 1 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

契約書等の提出

- 1 契約書を作成する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（休日等を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。
ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出する。

その他

- 1 入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者は、2年以内の期間を定めて入札参加資格を与えないことがある。
- 2 この入札の心得を守らなかった者は、以後一定期間を定めてその者を指名しないことがある。

第41回（令和9年）地域医療現地研究会 に関する運営等業務委託契約書

業務委託契約書

1 委託業務名 第41回（令和9年）地域医療現地研究会に関する運営等業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年5月31日まで

3 委託料の額

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、業務遂行後、収支精算額が委託料を下回ったときは、当該精算額をもって委託料とする。

4 委託業務内容 添付仕様書等のとおり

5 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者 公益社団法人国民健康保険中央会（以下「甲」という。）及び熊本県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）と受託者 （以下「丙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

委託者 (甲) 住 所 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

公益社団法人国民健康保険中央会

理事長 原 勝 則 印

(乙) 住 所 熊本市東区健軍2丁目4番10号

氏 名 熊本県国民健康保険団体連合会

代表者 理事長 大 西 一 史 印

受託者 (丙) 住 所

氏 名

代表者

印

契約条項

(目的)

第1条 甲及び乙は、第41回（令和9年）地域医療現地研究会に関する運営等業務（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。

(業務の実施)

第2条 甲及び乙の指示に基づき、丙は業務を実施するものとする。

2 実施にあたっての作業内容や方法、詳細については、甲及び乙、丙協議の上、決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は質権その他担保のために供してはならない。

(著作権)

第4条 本業務の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権は、本件業務以前に丙が既に保有するものを除き、すべて甲及び乙に帰属する。

2 丙は、成果物についての著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(再委託)

第5条 丙は、委託業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託してはならない。

2 丙は、前項を除き、甲及び乙の承諾を得た場合に限り、丙の子会社若しくは丙と業務委託契約又はこれに類する契約を締結した第三者に、本業務を必要な範囲で再委託することができるものとする。

3 前項に基づき再委託を行う場合には、丙は、事前に書面により、再委託先に関する以下の各事項を甲及び乙に通知し、甲及び乙の承諾を得るものとする。

(1) 所在地及び法人名称

(2) 丙と再委託先の取引関係及び取引実績

(3) 再委託する業務の内容及び範囲

4 本条第1項から第3項に基づき、丙が再委託先に再委託した業務に関し、本契約の各条項が適用されるものとする。

また、丙は、再委託先が、本契約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る全行為に関して、再委託先の故意又は過失の如何にかかわらず、丙が為したものとして、丙は、甲及び乙に対しその全責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 丙は、本契約履行上知り得た内容を一切第三者に洩らしてはならない。前条による再委託又は再委任を受けた者についても同様とする。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 丙は、本契約履行上知り得た秘密を他人に閲覧させ、書写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲及び乙の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報等の保護)

第7条 丙は、本件業務を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法律、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日付保発0414第10号厚生労働省保険局長）」及び別紙「個人情報等取扱特約」を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 丙は、この契約の履行に必要な甲及び乙の情報を目的外に使用してはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (1) 甲及び乙が丙に開示した時点で既に公知のもの、また開示後情報を受領した丙の責によらずして公知となったもの
- (2) 甲及び乙が丙に開示した時点で丙が既に保有しているもの
- (3) 丙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 甲及び乙が丙に開示した情報によらずして、独自に丙が開発したもの

(第三者への提供の禁止)

第9条 丙は、この契約の履行に必要な甲及び乙の情報を第三者に提供してはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (1) 甲及び乙が丙に開示した時点で既に公知のもの、また開示後情報を受領した丙の責によらずして公知となったもの
- (2) 甲及び乙が丙に開示した時点で丙が既に保有しているもの
- (3) 丙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 甲及び乙が丙に開示した情報によらずして、独自に丙が開発したもの

(複写及び複製の禁止)

第10条 丙は、業務に係る一切のデータを甲及び乙の指定した目的以外に複写又は複製してはならない。

(貸与品等)

第11条 丙は、甲及び乙に対してこの契約の履行に必要な資料の貸与を求めることができる。

2 丙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 丙は、業務の完了、業務内容の変更又は契約解除等により貸与品等が必要なくなった場合は、速やかに貸与品等を甲及び乙に返却しなければならない。

(業務の着手)

第12条 丙は、契約締結後すみやかに業務に着手しなければならない。ただし、書面により甲及び乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の変更、中止)

第13条 甲及び乙は、必要があるときは業務の内容を変更し、若しくは業務を一時中断し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲及び乙、丙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、丙が損害を受けたときは、甲及び乙は、丙と協議の上、これを賠償することができる。

(履行期間の延長)

第14条 丙は、天災地変その他丙の責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、甲及び乙に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲及び乙、丙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第15条 丙は、業務を完了したときは、遅滞なく、作業内容の詳細を明記した完了届を甲及び乙に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 甲及び乙は、前項の検査を行うときは、あらかじめその日時を丙に通知し、その立会いの上で行うものとする。

4 丙は、第2項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲及び乙の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の実施については、前3項の規定を準用する。

5 丙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲及び乙に引き渡すものとす

る。

- 6 第2項又は第4項の規定による検査又は補正に要する経費はすべて受託者の負担とし、これに要する日数は、遅滞日数に算入しないものとする。

(契約不適合責任)

第16条 甲及び乙は、成果物の引渡しを受けた後において、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、丙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、相当期間内に修補がなされなかった場合には、修補に代え損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において丙が負うべき責任は、第15条の規定による甲及び乙の検査に合格したことをもって免れないものとする。

- 3 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求の開始は、成果物の引渡し後1年以内に行わなければならない。ただし、成果物の引渡しから実際に利用するまでの期間が1か月以上のものは、対象となる成果物の初回利用開始日より1年以内に行うものとする。

- 4 第1項の規定は、契約不適合が仕様書の記載内容、又は甲及び乙の指示等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、丙がその記載内容、又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託料の支払)

第17条 丙は、第15条第2項又は第4項の規定による検査又は再検査に合格したときは、請求書を甲及び乙に提出し、委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲及び乙は前項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 丙がこの契約の履行に関し、甲及び乙又は第三者に損害を与えたときは、甲及び乙は丙に対し、損害賠償を請求することができる。

(委託者の解除権)

第19条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 丙の責めに帰する事由により、委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、丙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除されたときは、丙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(受託者の解除権)

第20条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第13条第1項の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 甲及び乙が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

- 2 丙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

(契約解除の通知)

第21条 前2条の規定により契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第22条 甲及び乙は、丙（丙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委託者の信用を棄損し、又は委託者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、丙が次の各号の規定に反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 丙は、丙又は丙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- (2) 丙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- (3) 丙は、丙又は丙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告し、甲及び乙の捜査機関への通報及び甲及び乙への報告に必要な協力をを行うものとする。

（紛争の解決）

第23条 本契約に関する紛争については、熊本地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とする。

（補則）

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙、丙誠意をもって協議して定める。

（以下余白）

別紙

個人情報等取扱特約

(個人情報等の取扱い)

第1条 丙は、この契約による特定個人情報、個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 丙は、この業務により知り得た個人情報等の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 丙は、個人情報等を取扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 丙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしたうえで業務の着手前に書面により再委託する旨を甲及び乙に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、丙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲及び乙に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 丙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 丙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲及び乙の求めに応じて、管理・監督の状況を甲及び乙に対して適宜報告しなければならない。

(安全確保の措置)

第4条 丙は、この委託業務の処理を行うために甲及び乙から引き渡された個人情報等を滅失、き損および改ざんしてはならない。丙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5条 丙は、この委託業務の処理を行うために個人情報等を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 丙は、この委託業務の処理を行うために個人情報等を取扱う場合には、個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 丙は、この委託業務の処理を行うために甲及び乙から引き渡された個人情報等が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 丙は、この委託業務の処理を行うために甲及び乙から引き渡され、又は丙自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、甲及び乙の指示に従い委託業務完了後速

やかに返還又は廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第 9 条 丙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報等の内容を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと及びその他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 丙は、この委託業務の処理を行うために取扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第 10 条 甲及び乙は、丙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報等の取扱いの状況について隨時に調査をすることができる。

(指示)

第 11 条 甲及び乙は、丙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報等の取扱について、不適正と認めるときは、丙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第 12 条 丙は、この委託業務の処理を行うために取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲及び乙に報告し、その指示に従わなければならない。